

音楽（合唱・演奏等）に関する活動の許可基準

昭和生涯学習センター（R6.11.30）

○…利用できます ×…利用できません

施設 使用楽器等	視聴覚室 第2集会室 第3集会室 美術室	第1集会室	和室	備考
和太鼓 ドラム	×	×	×	
金管楽器 打楽器	×	×	×	
カラオケ	○	×	×	
詩吟 合唱	○	×	×	
木管楽器 ※1	○	×	×	※1 サクソフォンの演奏は×
弦楽器 大正琴 琴	○	×	×	
オカリナ 笛 ハーモニカ	○	×	×	※2 大きな音が出なければ○
演劇	○	○ ※2	○ ※3	※3 和室は両方使用、もしくは一方が空室に限る。演劇は本読みに限る。（立ち回りは不可）

1 部屋の利用について

昭和生涯学習センターは、住宅街にあるため、他の利用者や近隣住民からの苦情があった場合は音量を下げてください。

2 第1・第2和室の利用について

- (1) 一方の部屋に先約がある場合は、原則として利用を許可することはできません。先約のグループに了承していただけた場合のみ利用を許可することがあります。
- (2) 音の出る活動をするグループが先約の場合、後から隣室の利用を希望グループが音が出ても差し支えないということであれば利用を許可することがあります。
- (3) ラジカセの使用は認めていますが、隣室への配慮から音量を下げてください。

3 その他

ここに記載されていない事例については、他の利用者や近隣への影響などを考慮したうえで判断いたしますので、事前にご相談ください。